

蔚珍鳳坪里新羅碑の再検討

橋 本 繁

はじめに

蔚珍鳳坪里碑は、一九八八年四月に発見された新羅の石碑である。碑文冒頭の甲辰年は五二四年に比定され、発見当時における新羅最古の石碑であった。その重要性から、発見直後にシンポジウムが開催されるなど短期間のうちに多くの研究成果が出された。⁽¹⁾その後、翌一九八九年に迎日冷水里碑（五〇三年建立）が、二〇〇九年に浦項中城里碑（五〇一年建立）が発見されたことで最古の新羅碑ではなくなったものの、依然として新羅の王権や政治制度についての第一級史料である。そのため、たびたびシンポジウムが行われ、⁽²⁾論文も継続して発表されるなど多くの研究が蓄積されている。⁽³⁾

ところが、こうした多くの研究にもかかわらず、碑文そのものの理解はまだまだ十分とはいえない。内容の核心に関わる部分で釈文の定まらない文字が少なく、文章構造についても、数多く登場する人物がそれぞれのどのような役割を果たしたかについて一致した見解には至っていない。本稿は、基礎的研究として、原碑調査をもと

にした正確な釈文を提示することと、他の石碑や木簡など同時代の史料を参照して内容の理解を深めることを目的としている。

以下の本論では、碑文の段落分けと基本的な構成の理解は武田幸男説に従う。⁴⁾すなわち、碑文は一～五行目の「教事記事」と六行目以降の「執行関係記事」の二つに大きく区分できる。そして、前半の教事記事は、一～三行目に教事の発令年次と主体、四～五行目に教事の内容を記している。後半の執行関係記事は、六行目の「新羅六部」に始まる執行内容①、「大人」以下の執行階層①、七行目の「阿大兮村使人」以下の受刑者を列挙した執行内容②、「悉支軍主」以下の執行階層②に分けられる。なお、最終行の「于時教之」の教事内容と「居伐牟羅」以下の執行階層③について、武田はさらに第三区分として分けることもできるとしているが、前の文と続けて理解すべきものと考えするため本稿では全体を二区分して述べていく。

本論に入る前に、これまでの調査経緯について述べたい。二〇一四年一〇～一二月に行われた国立歴史民俗博物館の特別展「文字がつなぐ―古代の日本列島と朝鮮半島―」において韓国から招来されたレプリカが展示された際に調査を行った。二〇一五年一〇月、平川南・李成市・三上喜孝氏とともに蔚珍鳳坪新羅碑展示館において原碑を調査した。本稿で示した釈文の一部は、この調査成果によっている。二〇一六年八月二四日に再度、同展示館において単独で調査を行った。⁵⁾また、『蔚珍鳳坪里新羅碑の科学的調査および保存処理報告書』（蔚珍郡、二〇一三年）に掲載されている碑文一文字ずつのカラー写真と拓本も参照した。

本稿では、個々の碑文の文字を指す場合に、丸数字で行数を、数字で字数を表す。例えば、③15は三行目の一五字目を指す。釈文の全体を次頁に掲げる。

蔚珍鳳坪里碑積文

- ① 甲辰年正月十五日喙部牟即智寐 錦王沙喙部徒夫智葛文王本波部□夫智
- ② 干支岑喙部美昕智干支沙喙部而 粘智太阿干支吉先智阿干支一毒夫智一吉干支喙勿力智一吉干支
- ③ 慎 夫智居伐干支一夫智太奈麻一尔智太奈麻牟心智奈麻沙喙部十斯智奈麻悉尔智奈麻等所教事
- ④ 別教今居伐牟羅男弥只本是奴人雖 是奴人前時王大教法道俠阡隘尔耶思城失大巴城犯大軍起若有
- ⑤ 者一行^為之人^備主^專王大奴村負共值五其餘事種種奴人法
- ⑥ 新羅六部煞斑牛□□教事大人喙部内沙智奈麻沙喙部一登智奈麻男次邪足智喙部比湏婁邪足智居伐牟羅道
- ⑦ 使卒次小舍帝智悉支道使烏婁次小舍帝智居伐牟羅尼牟利一伐弥宜智波且□□只斯利一今智阿大兮村使人
- ⑧ 奈尔利杖六十葛尸条村使人奈尔利居□尺男弥只村使人翼□杖百於即斤利杖百悉支軍主喙部□夫智奈
- ⑨ 麻節書人牟玆斯利公吉之智沙喙部□文吉之智新人喙部述刀小烏帝智沙喙部牟利智小烏帝智
- ⑩ 立石碑人喙部博士于時教之若此者抵罪於天 居伐牟羅異知巴下干支辛日智一尺世中字三百九十八

備考 □…未積字、字…他の積読の可能性のある文字

一 教事記事

(1) 积文検討

一〇三行目は教事主体の歴名であり、これまでの积文と大きな違いはない。ただ、近年、一行目の三三字目に「五」という文字があるという指摘がなされている。⁽⁶⁾ 原碑を確認したところ、確かに同行七字目に似た「X」字状の字画があるようにもみえるが、他の文字に比べて碑面がやや凹んでいると思われ、文字ではなく碑面が欠けてそのようなみえるものと判断する。教事主体を整理したものを表一に示す。⁽⁷⁾

四〇五行目が、本碑の核心部分に相当する。しかし、もつとも积読の分かれる部分でもあり解釈も様々になされている。まず、积文について検討したのち、全体の意味を考えていきたい。

●四行目

三字目は、「令」と読む研究者が多く、一部「今」という読みもなされてきた。字形が似ているので判別が困難な場合もあるが、同時期の新羅碑においては「令」と「今」を明確に書き分けていたと考えられる。「令」は、右下に右はらいが付されるといふ共通した特徴がある一方、「今」の場合は、「今」のような字形で書かれ、本碑⁽⁸⁾ ③「岑」の下部も同様である。⁽⁹⁾

出身	人名	官位など	官等
喙部	牟即智	寐錦王	
沙喙部	徒夫智	葛文王	
本波部	□夫智	干支	
沙喙部	美昕智	干支	
喙部	而粘智	太阿干支	5
	吉先智	阿干支	6
	一毒夫智	一吉干支	7
	勿力智	一吉干支	7
	慎宥智	居伐干支	9
	一夫智	太奈麻	10
	尔智	太奈麻	10
	牟心智	奈麻	11
	十斯智	奈麻	11
沙喙部	悉尔智	奈麻	11

表1 教事主体歴名表

図一 「令」(中城里碑⑦6、冷水里碑前面②9・⑧8・⑩3)、「今」(冷水里碑上面③1、赤城碑②16)、

「岑」(鳳坪碑②3)



問題の三字目は、右下のはらいはなく第四画は横画のみである。拓本や写真によつては第四画が「フ」のようにみえるものもあるが、これは碑石表面の傷である。したがつて、「今」と釈読すべきである。

図二 ④3「今」(写真三点は、異なる角度からライトを当てて撮影。模写は著者によるもの。以下同)

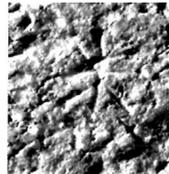
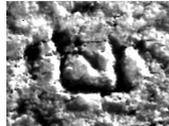


四〇三〇字目までは特に問題がないが、三一〇三八字目は碑文全体の理解とも関わつて解釈が大きく分かれて
いる。「尔耶界城失火遠城滅」(尔耶界城と失火遠城を滅ぼそうと)と二つの城名が並ぶとみたり^⑩「耶思城失火遠
城城(耶思城が炎上し、同城に近い多くの城邑を遠つて)」と読んで耶思城を中心とした反乱が勃発したとした

り、「所界城失兵遠城滅（所管の城が兵を失い遠城滅ぶ）」として悉支軍主の管内の城は兵卒を失い遠方の城は滅んでしまう、など様々な理解が示されている。

三一字目は、「耶」あるいは「所」と読まれてきた。右側の字画は「口」であるのに対して、③40「所」の右側は「斤」であることから、「耶」と読むべきであろう。三二字目は、「界」「恩」「思」などと読まれている。上半分には「口」のなかに縦画と横画が確認される。横画は縦画をはさんで上下にややずれているものの、「田」とみてよいだろう。「界」という読みは、この「田」の左下隅に左はらいを認めるものであるが、碑石表面の凹凸であり字画ではない。一方、下部に認められるU字状の字画は、「心」の一部であるとみられる。こうした字形は、③22「心」・③34「悉」に典型的にみられる。したがって、「思」と読まれる。

図三 ④31 ③2「耶思」、③40「所」、③22「心」、③34「悉」



三五字目は「火」「兵」「大」などと読まれてきたが、「大」と読む。「大」の第一画にあたる横画が確認でき、この画の右端が上にのびているために「火」のようにみえるのである。三六字目は「遠」「遠」など「辵」の文字とみられてきたが、字画のようにみえるものはほとんどが表面の傷であり、極く単純な「巴」とみられる。

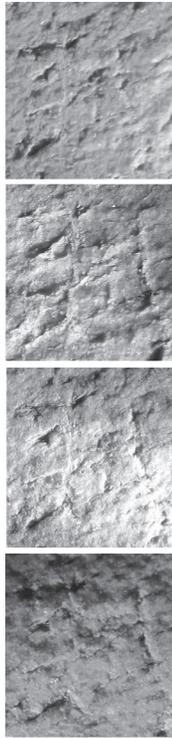
図四 ④ 35 「大巴」、④ 36 「巴」



巴

三八字目はこれまで「滅」「村」「城」「我」など様々に読まれてきた。左側は「豸」のような字形が比較的明確であるが、右側は字画を追うのが難しい。右に傾きながら下りる縦線のようなものが見えるが、これは碑面の傷と判断される。細かい刻線ではあるが「己」という字画を認めて、「犯」という釈読を新たに提案したい。

図五 ④ 38 「犯」



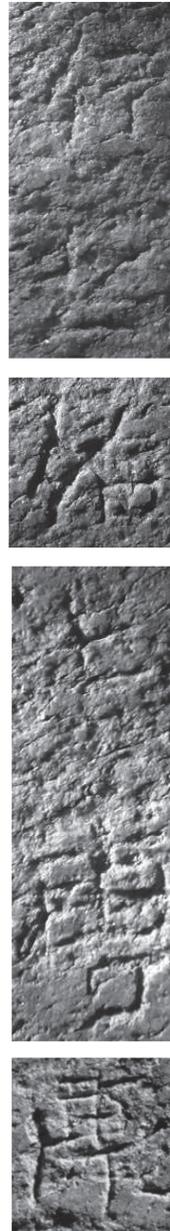
犯

● 五行目

三字目は「行」でよいだろう。四字目は「白」「巡」「召」「為」「言」などと様々に読まれてきた。字形があまりはつきりせず、「為」と釈したが断定はしがない。七字目は「備」でよいと思われる。八字目は「土」「主」「七」

などと読まれるが、横画が二本あるとみて「主」か。九字目はこれまで「寧」「尊」「鹽」などと読まれてきたが、⑩8「博」の傍の部分と字形が似ていると思われ「専」であろう。

図六 ⑤3 4「行爲」、⑤7「備」、⑤8 9「主専」、⑩8「博」



一四字目は「負」「貧」「質」と読まれてきた。下部の「貝」は明確であるため、問題となるのは上部である。字画がそれほど複雑とは思われないので、「質」とは読みたい。「負」または「貧」であり、右上の右はらいの有無が焦点となるが、右はらいのようにみえるのは碑面の凹凸によるものであり「負」と読まれる。一五字目は「其」あるいは「共」という読みがなされており、横画の有無が問題となる。周りの字画に比べると線がはつきりしないため碑面の凹凸と判断される。「共」と読みたい。

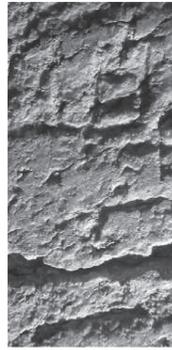
図七 ⑤14 15「負共」



負
共

一六字目は「値」、一七字目は石の裂け目にかかっているが①7と同じX字状の「五」でよいだろう。二・二・二字目は「種種」あるいは「復復」の可能性もあるとされるが、「種種」で問題ないと思われる。

図八 ⑤16 17「値五」、⑤21 22「種種」



(2) 内容

以上、確定しがたい文字も残っているが、解釈を加えていきたい。

問題となるのは、冒頭の「別教」の理解である。冷水里碑や赤城碑では、まず「教事」があつてその後に「別教」があるように、本来「別教」とは、教事とは「別」のもう一つの「教」事であると推定される。それに対して本碑では、教事本文の冒頭に「別教」とあることが不可解である。これまでも説明が試みられており、李文基は、主たる教事内容は六行目の「新羅六部」以下であるが、その前提となるために別教が先に書かれているという。^⑭ 李基白は、別教と新羅六部条とに教事内容が相前後して書き継がれているとしている。^⑮ 武田幸男は、この「別教」は以前に出されたものであり本碑の教事を発令する際に法源となったので引用されたものとし、「令居伐牟羅男弥只本是奴人」までがその引用箇所であるとす。^⑯ しかし、もし引用であるとすると「今」で始まるのは相応しくないと思われる。この「今」は、本碑建立時点を指しているとみるべきであろう。「別教」は、四〜五行

の全体であり甲辰年に出された教事であると考えたい。そして、「別教」ではない「教事」は、本碑では省略されたものとみたい。

次に別教の内容について検討する。

冒頭部分と最後の部分を読み下すと「今、居伐牟羅の男弥只、本より是れ奴人なり。是れ奴人なりと雖も：(中略)：其の餘の事は、種種奴人法」となり、意味は「居伐牟羅の男弥只村は、本より奴人である。奴人ではあるが：(中略)：それ以外の事については、種種の奴人法によれ」となる。そうであれば、省略した中間部分には、本来奴人は対象とされない事が特別になされているという内容があると予想される。

そして、「奴人なりと雖も」の後には「前時王大教」とあり、以下、以前に出された王の教が引用される。「法道俠陣隘尔」はそのままの漢字義では意味を取りにくい¹⁷が、「法道」は「新羅の国法の及ぶ新羅領域内の支配のための道」であり、それが「狭く険阻である」という解釈¹⁸が妥当と思われる。「耶思城失大巴城犯」は、「耶思城・失、大巴城・犯」で「城名+動詞」という共通した文章構造をもつ。耶思城は、『三国史記』地理志・溟州条に「野城郡。本高句麗也尸忽郡、景德王改名、今盈德郡」とある慶尚北道盈德郡盈德邑に比定される¹⁹。大巴城は、同書・地理志・良州条「義昌郡。本退火郡、景德王改名、今興海郡」の退火郡、現在の慶尚北道浦項市興海邑に比定したい。いずれも慶州から蔚珍へと至る東海岸沿いのルート上に位置することになる²⁰。

「大軍起若有者」について、「大いに軍を起こして、もしこのような(狭く塞がる)所があれば」であるとか、「有」を「おさむる」と読んで、「新羅は大軍を起こす事件が起きた。有能な統治者がおれば」²¹などと解釈されている。しかし、前の文章を含めた仮定文ととらえて、「耶思城を失い、大巴城が犯され、(新羅が)大軍を起こすことが若し有るならば」と読んでおきたい。

五行目の解釈はさらに困難であるが、断片的に意味をとっていくと、「一行」は「一様に実施せよ」、「専王大奴村」は「王の大奴村を専らにせよ」などと理解できよう。奴村は奴人の村とみられ、「王の」という表現を重視すると王に隷属する奴人の村、王が直接支配する奴人の村といった意味であろうか。「負共値五」はこの奴人村に対する具体的な命令であり、「負共」は奴人村が共同で負担することを、「値五」はなんらかの基準による負担の具体的な数値を意味するのであろう。

以上の解釈を踏まえて別教全体を理解する上で、「前時王大教」の引用がどこまでかが問題となる。いくつかの解釈が可能であり、まず、「之」が文章末によく使われるため「一行^四之」までであるとすると、「東海岸で不利な状況がおきた場合には奴人村なども含めて全国一様に賦課を実施せよ」という教が以前にあったので、それにしたがって奴人村に「負共値五」を実施したということになる。次に、「王大奴村」までとすると、「王の奴人も一様に負担せよ」という原則的な命令が以前に出されており、男弥只村に対しては「負共値五」という個別具体的な命令が出されたことになる。そして、五行目最後の「奴人法」までが引用であるとすると、奴人には本来課せられない「負」であるが、東海岸沿いの地域が危機に陥った場合には王の奴人村にも「値五」を共同で負担させるという命令と解釈できる。これら三つの解釈のうち、最後の読み方がもつとも自然だと思われる。つまり、別教には新たな命令は含まれておらず、非常時においては奴人にも賦課を課す趣旨の以前出された教を引用し、それが奴人である男弥只村にも適用されることを確認、強調する内容であったと理解したい。

以上の理解をもとに、書き下しと現代文を示す。

「別教。今、居伐牟羅の男弥只は本より是れ奴人なり。是れ奴人なりと雖も、前時、王、大いに教す。『法道は俠降隘にして、耶思城失われ大巴城犯され、大軍起こすこと若し有らば、一行□せよ。人備主？にして王大奴

村の負共値五を專にせよ。其餘の事、種種奴人法」

「別に教する。今、居伐牟羅の男弥只村は奴人である。奴人ではあるが、先に王は『法道が狭隘であるので耶思城が失われ大巴城が犯されるなどの状況で大軍を起こすことがあれば一様に賦課を実施せよ。王の奴人村についても値五を共同で負担させ専らそのために使うこと。その他の事はこれまでの奴人法によれ』と命令された」
こうした理解が妥当であるならば、「王の大奴村」は、王に隷属する村として、王に対して奉仕する代わりに国家に対する賦課が免ぜられていたのではないか。「別教」の冒頭で奴人であることを強調しているのは、国家の賦課が免ぜられていることを確認するためで、そうでありながら東海岸地域において不利な状況がおきた場合には国家に対する貢献をせよという命令であったと理解される。²⁵⁾

また、さらなる憶測が許されるならば、後半で男弥只村の使人が杖刑を受けているのは、このような賦課が課せられたにも関わらず実行しなかったためではないか。この点については碑文に記されていないが、そもそも、同時に刑罰を科せられている阿大兮村および葛尸条村については碑文では他にまったく触れられていない。本碑には、甲辰年正月十五日に出された教の全文が忠実に記されているわけではないと考えるべきであろう。

二 執行関係記事

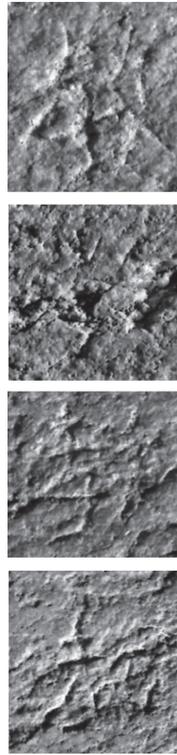
(1) 執行内容①

六行目からは具体的な執行に関する内容である。冒頭部分の「新羅六部煞斑牛」にこれまで異論はないが、続く八〜一〇字目の釈読が困難である。八字目は「朔」「謂」、九字目は「沐」「泮」「連」、一〇字目は「麦」「處」

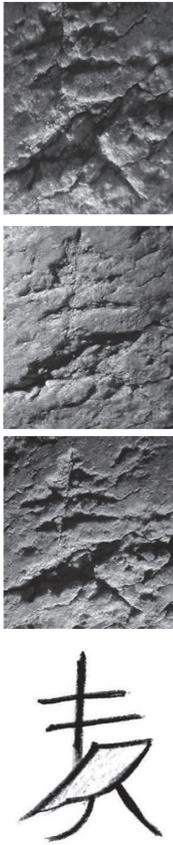
などと読まれている。また、殺牛祭祀と関連づけてこの三字を「謹祭天」と推定して、天の祭祀に関することが記されていたとする見解もある。⁽²³⁾

まず、一〇字目は、「教」という釈読を新たに提出したい。鳳坪里碑には「教」字がほかに四箇所で見られるが、いずれも旧字の「教」ではなく「教」で記されている。

図九 「教」(③41・④2・④24・⑩12)



図一〇 ⑥10「教」

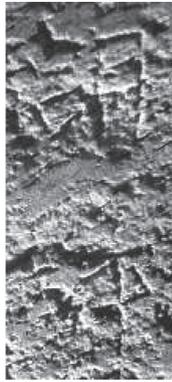


一〇字目の左上にやや大きめに「土」という字画がある。そして、字画下部中央の碑面が欠落しているが、「教」第四画の左はらいがこの欠損部分の左端にあたり、欠損部分の右端が「攴」の第二画の横画および第三画の左は

らいに該当する。そして、左下に「子」の下部が、右下に最終画の右はらいが確認できる。文字の左側は大きく、右側は小さく下に偏って書かれた「教」とみてよいと思われる。

八字目は、これまで「謂」「朔」などと読まれてきたように右側の「月」は明確である。「朔」という読みは、左側を「ニフ」のように書く異体字とみるものである。²⁴しかし、左側の上部と下部にそれぞれ縦画があり「言」とみられる。そうであれば、「謂」（怒る、叱る）や「誨」（語る、話す）などの可能性がある。九字目は「本」という字形が明確に残っており、左側に「シ」のような字画もみられ「沝」と読まれることもあるが、文章として理解しがたい。もし、「本」だけであれば、「別教」に対する「本教」という可能性もあるが、これまでのところそうした用例は他にみられない。残念ながら、いずれも未釈字とせざるをえない。

図一 ⑥ 8 9 □□□



さて、一〇字目を「教」と読むと、一一字目につながって「教事」となる。解釈として、ここで文章が切れるとみて「新羅六部、斑牛を殺し教事を□□す。大人は…」という可能性と、次の「大人」につけて「新羅六部、斑牛を殺し□□す。□□教事大人は…」または「新羅六部、斑牛を殺す。□□教事大人は…」という可能性が想定できる。いずれとも断定しがたいため、表二の歴名表では「大人」としている。なお、この「大人」は、道使や軍

主などに相当する職名ではなく役名とみなすべきであろう。役名とは、碑文に記された事態において果たした役割を示すもので、本碑の「書人」「新人」や冷水里碑の「典事人」がこれにあたる。⁽²⁵⁾

(2) 執行階層①

大人以後の解釈について、これまで多様な解釈が示されている。特に、執行階層と受刑者をどこで分けるかについては諸説あり、受刑者を「居伐牟羅道使」以降とする説⁽²⁶⁾、「居伐牟羅尼牟利」以降とする説⁽²⁷⁾などがあるが、阿大兮村使人以降とする武田説⁽²⁸⁾が適当と思われるので従いたい。執行関係記事の歴名表を表二に掲げる。

まず、執行階層と受刑者を分ける問題とも関係して検討すべきは「邪足智」(⑥31～33、39～41)である。これまですでに指摘されているが、京位一七等「造位」の別名「先沮知」に該当するとみてよいだろう。⁽²⁹⁾しかし、武田は邪足智の相当官位を不明としている。⁽³⁰⁾その背景にはおそらく、そのように理解すると歴名の京位が奈麻11―邪足智17―小舎帝智13となり官位の高さが前後で逆転してしまうからと思われる。この官位の逆転を、居伐牟羅道使以下を受刑者とみなす根拠とする見解もある。⁽³¹⁾

歴名の順序は、冷水里碑までは官位よりも部が優先されていて【沙喙部の阿千支6―居伐千支9、喙部の壹千支2―居伐千支9】のように挙げられていたが、鳳坪里碑においては前掲の表一にみられるように部名ではなく官位順に並ぶように変化している。⁽³²⁾そのため、邪足智がここに入ることは、こうした官位優先の原則に逆らうように思われる。しかし、こうした現象は十分に説明可能であると考ええる。

表三は南山新城第九碑の歴名の一部であるが、同じ役名「郡上人」を帯びている五人のなかで官位が上干⑥―一尺⑨―一伐⑧と逆転している。これは、工尺から文尺に職名が替わったためと考えられる。つまり、同じ役名

執行階層③	執行階層②	執行内容② (受刑者)	執行階層①	役名	職名	出身	人名	官位など	官等	動詞	
	立石碑人 新人 書人		大人								
		阿大兮村使人 葛尸条村使人 男弥只村使人			居伐牟羅道使 悉支道使						
	悉支軍主				居伐牟羅	喙部 沙喙部	内沙智 一登智 男次 比湏婁				
居伐牟羅	喙部 沙喙部 喙部 沙喙部				居伐牟羅	喙部 沙喙部	内沙智 一登智 男次 比湏婁				
辛日智	異知巴 博士 牟利智 述刀 □文 牟珎斯利公 □夫智	於即斤利 翼□ 奈尔利 奈尔利	□只斯利 弥宜智 尼牟利	烏婁次 卒次	比湏婁 男次	内沙智 一登智 男次 比湏婁	奈麻 奈麻 奈麻 奈麻				
一尺	下千支 小烏帝智 小烏帝智 吉之智 吉之智	杖百 杖百 居□尺 杖六十	一今智 波旦 一伐	小舍帝智 小舍帝智	邪足智 邪足智	奈麻 奈麻 奈麻 奈麻					
⑨	⑦			⑩	⑧	13	13	17	17	11	11
	于時教之									節	

表2 執行記事歴名表

「郡上人」のなかで、官位よりも職名が優先されているのである。本碑においても、「大人」という役名のなかで職名がない王京人四人がまず記され、その後「居伐牟羅道使」「悉支道使」という地方官の職をもつ王京人二人が記されているため、官位が逆転しているのではないだろう⁽³³⁾。

また、歴名最後の「一今智」は、これまで人名と解釈されることもあったが、中城里碑の「壹金知」、冷水里碑の「壹今智」と同一の官位とみてよいだろう。ただ、他の地方民はすべて外位を称しているのに対して、「壹金知」「壹今智」は外位制定以前の官位である。これは、前代の官位が遺存しているものとみられ、ほとんどの王京人が京位を所持しているのに対して、本波部、岑喙部の人物が依然としてただの「干支」を称していることと共通する。

(3) 執行内容②（受刑者）

七行目から八行目までは受刑者の列挙である。この部分について武田は、杖六十が三人、杖百が二人の計五人の人物と解釈する⁽³⁴⁾。しかし、「居□尺」は人名ではなく刑罰の一種であるとみなして、杖六十が一人、居□尺が一人、杖一〇〇が二人の計四人と解釈すべきである⁽³⁵⁾。「居□尺」は、城山山城木簡にみられる「急伐尺」「及伐尺」と同じもので、文献にはみられない外位と考えられる⁽³⁶⁾。しかし、外位であると考えた場合、ほかの三人が杖刑に処せられていることと同列に扱えるのが問題となる⁽³⁷⁾。

参考にするのは、京位と外位に対応関係があるという指摘である。文献史料では一一等からなるとされる外位は、一等の嶽干支から七等の下干支までの干支群と、八等以下とに二分できる。この八等以下の外位が、京位第

郡上人		役名	職名		出身	人名	官位	等級
文尺	工尺				生伐	曳安知	撰干	⑤
生伐	□答村	同村	内丁	□文				⑥
			另利支					⑥
			只次支					⑧
					上干			⑥
					上干			⑥
					一尺			⑥
					一伐			⑤

表3 南山新城第9碑歴名表（一部）

一等の壹伐干支に対して外位の一伐、第二等の壹干支に対して一尺、という対応関係にある。⁽³⁷⁾ この指摘を参照するならば、「急伐尺Ⅱ及伐尺Ⅱ居□尺」は京位第九等の居伐干支に対応し、文献に残っていないが低位の外位であった可能性が考えられる。⁽³⁸⁾ そして、杖刑と同列に扱われていることから、「居□尺」は単なる官位ではなく、優先して労役や賦課が科せられるなどの刑罰的な性格をも帯びていたと想定される。

(4) 執行階層②、教事

悉支軍主から最終行にいたる碑文も難解であり、以下に示す解釈も、確定するだけの根拠は提示しえず試案にとどまるものである。

まず、悉支軍主の役割について、受刑者⁽³⁹⁾、刑罰執行階層⁽⁴⁰⁾、立碑担当者⁽⁴¹⁾などさまざまな解釈が出されている。しかし、武田の指摘するように前二者は成り立ちがたく、悉支軍主は「節書人」「新人」「立石碑人」らを指揮して立碑作業を行ったとする見解に従いたい。⁽⁴²⁾ ただし、⑨2「節」は「節書人」という役職名の一部でなく「悉支軍主」を主語とする動詞で理解したい。吏読文における「節」には、「時」と「指揮・監督する」という二つの意味があるとされる。「時」と理解した場合、後文につけて「この時の書人は」となるか、あるいは前文につけて「悉支軍主喙部尔夫智奈麻の時」という意味になるが、いずれも悉支軍主の果たしている役割が曖昧になると思われる。「指揮・監督する」と解釈して「書人」以下を指揮したと解釈した⁽⁴³⁾ ほうが、碑文における悉支軍主の役割が明確になるだろう。「節」を動詞で解釈できる同時期の金石文の例として、高句麗のものではあるが平壤刻石がある。五六六年の第四石をみると、

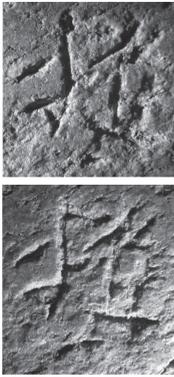
「丙戌十／二月中／漢城下／後日小／兄文達／節自此／西北行／涉之」〔 〕は改行を意味する

とあり、「丙戌年二月に、漢城下の後部の小兄である文達が監督して、ここから西北を受け持つ」といった意味になる。平壤刻石のほうが年代が後とはいえ、新羅の漢字文化には高句麗の影響が強かったことは様々な資料から明らかであり、高句麗ではより早い時期から「節」を指揮・監督の意味で使用されていて、それが新羅に影響を与えた可能性は十分にある⁽⁴⁶⁾。

さて、悉支軍主が書人以下を指揮・監督したと理解した場合、ただ立碑を担当したというだけではなく、最終一〇行目の「于時教之若此者抵罪於天」の「教」の主体として理解できるものと考ええる。従来、この教事の主体は、寐錦王以下一四名、あるいは「立石碑人喙部博士⁽⁴⁷⁾」とされてきた。しかし、「教」を下す主体が王に限られないことは、月城垓子木簡に「典大等教事」とあることから明らかである。また、悉支軍主は、東海岸地域における地方軍制の最高の職位であり、本碑の現場においても居伐牟羅道使・悉支道使の上に立つ最高責任者であったはずであり、教の主体として相應しい。「悉支軍主が書人以下を指揮・監督して（碑石を立て）、教を下した」と解釈したい。

そして、この「教」の具体的内容について、⑩17はこれまで「獲」「誓」などと読まれてきた。しかし、石碑をみると画数が少ない文字とみられ、「抵」の可能性を指摘したい。

図一二 ⑩17「抵」

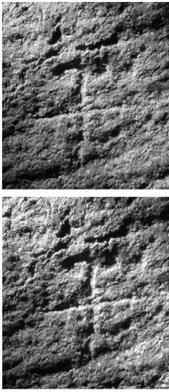


「抵罪」という熟語には、罪を犯す、罪に当たる、などの意味があり、「此の若き者は、天に罪を犯すものである」といった意味となる。悉支軍主は、書人以下の王京人を指揮して石碑を建立するとともに、地方民に対して罪を示したのである。その罪とは、直接的には課せられた賦課を拒むことであり、より一般的には王命に背くことと推測される。

(5) 執行階層③

最終行の「居伐牟羅異知巴下千支辛日智一尺世中字三百九十八」は、居伐牟羅の異知巴・下千支と辛日智・一尺という二人の有力者と、末尾の三百九十八という数字をどのように理解するかについて、四一字目の読みとも関わって多様な理解がなされてきた。これまで、「子」と読んで居伐牟羅の奴人数とする説⁴⁹、「卒」と読んで二人に率いられた居伐牟羅の民三九八人は王命が下された対象であったという説⁵⁰、同じく「卒」あるいは「千」「率」と読んで二人に率いられて立碑作業にあたった人数とする説がある。しかし、四一字目は、「六」が上部に確認でき「字」と読むべきである。⁵²

図一三 ⑩41「字」



これまでに文暎鉞も「字」と釈読しているが、慈・孳・子と通用し男弥只村の奴人の戸口三九八を率いたことを意味するとしている。そして、彼らは石碑を立てただけでなく命令の対象者でもあり、碑文の文字数が三九八字なのは呪術的な意味で字数を合わせたものかとしている⁽⁵³⁾。チョ・ヨンフンらは「字」と読んで碑文の文字数を意味すると解釈するが、一行目の三三字を文字ととるため三九八字は数え間違いで三九九字が正しいとしている⁽⁵⁴⁾。しかし、先述の通り文字とは見がたく、「世中字三百九十八」は正しく碑文の文字数を示している。こうした事例は新羅では他にみられないが、碑文に文字が書き加えられないための工夫とみられる。

異知巴・下干支と辛日智・一尺の役割について、「世中」以下を切り離して考えざるをえないので具体的に明らかにするのは困難である。なお、碑文に登場する居伐牟羅の人物として、処罰など教事の執行を直接担当したであろう執行階層①の三人よりもこの二人の方が官位の高い点が注目される。王京の人物をみても、執行階層①と執行階層②とでは、人数も同数で官位もあまり変わらない。教事の執行過程において執行階層がそれぞれどのような役割分担をしていたのかについては、さらなる検討が必要である。

おわりに

原碑調査に基づいて、釈読が分かれている文字について釈読の根拠を示すとともに、いくつかの文字については新たな釈文を提示し、碑文の新たな解釈を示した。以下、本稿で述べた点について簡単に整理する。

本碑文の核心部分といえる四〜五行目の「別教」では、これまで釈読の分かれていた文字について釈文を確定すると共に、新たな釈読として四行目三六字「巴」、三八字「犯」を提示した。そして、別教に引用された王命

の内容は、前半部は、「耶思城が失われ、大巴城が犯される」という東海岸地域における不利な状況について述べ、後半部は、そのような場合には国に対する負担を免れている奴人村にも「値五」を共同で負担させよというものであった。

後半の執行内容については、六行目三字を「教」と新たに読み、「教事」という熟語であることを明らかにした。執行階層の理解において、「邪足智」の前後で官位の逆転することが問題となってきたが、同じ役名のなかでは官位よりも職名が優先されるため問題ないことを指摘した。九行目二字の「節」は「指揮・監督」を意味すると解釈され、悉支軍主は、書人以下を指揮して碑を建立するとともに一〇行目の教を下したものと推定した。一〇行目四一字を「字」と読み、「世中字三百九十八」は碑文の文字数を意味することを明らかにした。

いまだ十分に釈読できていない文字や、解釈に十分な根拠のない部分も多く、碑文全体を理解するには遠く至らないのが実情である。特に、奴人については、具体的な解釈を提示しえなかった。今後、同時代の石碑や木簡とのさらなる比較を通じて、検討を進めていきたい。

註

(1) 発見直後に発表された論文として、金昌鎬「蔚珍鳳坪塩祭碑の検討」『郷土文化』第四輯、一九八八年が
あり、報告書として任昌淳「蔚珍鳳坪新羅古碑調査研究」・李基白「蔚珍居伐牟羅碑に対する考察」『蔚珍鳳坪新羅碑調査報告書』文化財管理局、一九八八年がある。韓国古代史研究会主催のシンポジウムで発表され、

その後『韓国古代史研究』二、一九八九年に収録された論考は以下の通りである。趙由典「蔚珍鳳坪新羅碑の位置確認発掘調査」・李明植「蔚珍地方の歴史・地理的環境と鳳坪新羅碑」・南豊鉉「蔚珍鳳坪新羅碑に対する語学的考察」・任世権「蔚珍鳳坪新羅碑の金石学的考察」・崔光植「蔚珍鳳坪新羅碑の積文と内容」・朱甫墩「蔚珍鳳坪新羅碑と法興王代律令」・李文基「蔚

珍鳳坪新羅碑と中古期六部問題」・盧泰敦「蔚珍鳳坪新羅碑と新羅の官等制」・李宇泰「蔚珍鳳坪新羅碑を通してみた地方統治体制」。また、李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」『古代東アジアの民族と国家』岩波書店、一九九八年（初出は一九八九年）、姜鳳龍「蔚珍新羅居伐牟羅の再検討」『歴史と現実』創刊号、一九八九年もある。

(2) 一九九九年開催の発見一〇周年シンポジウムと、二〇一一年開催の蔚珍鳳坪新羅碑展示館の開館を記念したシンポジウムがある。前者の記録である盧重国ほか『韓国古代社会と蔚珍地方』蔚珍郡・韓国古代史学会、一九九九年には、任世権「韓国古代金石文と蔚珍鳳坪新羅碑」・李泳鎬「蔚珍鳳坪新羅碑の内容と性格」・金瑛河「三国と南北朝時代の東海岸地方」・延敏洙「古代韓日関係と蔚珍地方」・白斗鉉「蔚珍鳳坪新羅碑の地名に対する語学的考察」の五篇が収められ、後者の記録である鄭永鎬ほか『蔚珍鳳坪里新羅碑と韓国古代金石文』蔚珍郡・韓国古代史学会、二〇一一年には、鄭永鎬「蔚珍鳳坪里新羅碑と韓国の金石文研究」・朱甫墩「蔚珍鳳坪里新羅碑と新羅の東海岸経営」・李漢祥「三国時代蔚珍の古墳群と土器文化」・金在弘「蔚珍鳳坪里新羅碑の村単位収取と奴人法」・林基煥「蔚珍鳳坪里新羅碑と広開土王碑、中原高句麗碑」・朴仲

煥「蔚珍鳳坪里新羅碑と武寧王陵誌石・砂宅智積碑」の六篇が収められている。

(3) 李宇泰「蔚珍鳳坪新羅碑の再検討―碑文の判読と解釈を中心に」『李元淳教授停年記念歴史学論叢』ソウル大学校師範大学歴史科、一九九一年。金義満「蔚珍鳳坪碑と新羅の官等制」『慶州史学』一〇、一九九一年。文暉鉉「居伐牟羅男弥只碑の新検討」『水邨朴永錫教授華甲紀年韓国史学論叢』上、探求堂、一九九二年。趙法鍾「蔚珍鳳坪碑に表れた「奴人」の性格検討―新羅の対服属民把握方式の内容を中心に」『新羅文化』一三、一九九六年。金琪燮「蔚珍鳳坪新羅碑にみられる「共値五」の意味と計烟の起源」『韓国史研究』一〇三、一九九八年。武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」『朝鮮学報』一八七、二〇〇三年。武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」『朝鮮学報』一九一、二〇〇四年。金徳原「新羅の東海岸進出と蔚珍鳳坪碑―徙民政策と「奴人」の関係を中心に」『金石文を通じた新羅史研究』韓国学中央研究院、二〇〇五年。姜鍾薫「蔚珍鳳坪新羅碑の再検討」『東方学志』一四八、二〇〇九年など。これまでの研究成果と問題点については、李文基「迎日冷水里碑と蔚珍鳳坪碑」韓国古代史学会編『韓国古代史研究の新動向』書景文化社、二〇〇七年を参照。

(4) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」前掲誌、「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」前掲誌。

(5) 調査にあたっては、蔚珍鳳坪新羅碑展示館のシム・ヒョンヨン学芸研究士にご協力いただいた。また、調査時に撮影した写真および「保存処理報告書」所載の写真を本稿に掲載することについてもご許可いただいた。記して謝意を表したい。

(6) チョ・ヨンファン、イ・チャンヒ、シム・ヒョンヨン「蔚珍鳳坪里新羅碑の再判読と保存科学的診断」『文化財』四六一三、二〇一三年。

(7) 以下、本稿で提示する表の「官等」のアラビア数字は京位の等級を、○数字は外位の等級を示す。

(8) 金昌鎬「蔚珍鳳坪塩祭碑の検討」前掲誌、五〜六頁。
(9) 任世権「蔚珍鳳坪新羅碑の金石学的考察」前掲誌、七三頁。

(10) 金昌鎬「蔚珍鳳坪塩祭碑の検討」前掲誌、一一頁。

(11) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」前掲誌、二六〜二八、三二頁。

(12) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書、一五五頁。

(13) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」前掲誌、二九頁。

(14) 李文基「蔚珍鳳坪新羅碑と中古期六部問題」前掲誌、一四六〜一四九頁。

(15) 李基白「蔚珍居伐牟羅碑に対する考察」前掲書。

(16) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」前掲誌、二二〜二三頁。

(17) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書、一五五頁。

(18) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」前掲誌、二七頁。

(19) 城の位置が盈徳と興海であるとした場合、碑文に表れるように悉支（江原道三陟）に軍主が置かれていた当時の情勢からすると、南に偏っているように思われる。この点については、高句麗が海路から後方を攪乱するようなことがあったという可能性や、この「前時王大教」が出された時期にはこの地域で高句麗と対峙していた可能性が考えられる。

(20) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書、一五五頁。

(21) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」主体と奴人法」前掲誌、二八、三二頁。

(22) 奴人については、咸安城山山城木簡にも多数の記載があり、その性格については様々に論じられている。今後の課題としたい。

- (23) 李成市「蔚珍鳳坪碑の基礎的研究」前掲書。
- (24) 任世権「蔚珍鳳坪新羅碑の金石学的考察」前掲誌、七六頁。
- (25) 職名と役名の区別については、橋本繁「浦項中城里新羅碑の研究」『朝鮮学報』二二〇、二〇一年、三六頁。
- (26) 李基白「蔚珍居伐牟羅碑に対する考察」前掲誌など。
- (27) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書など。
- (28) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」前掲誌、七〇八頁。
- (29) 当該部分を「那是智」と釈して「那」を人名の一部、「是智」を舍智に通じるとして官位二等の「大舍」を意味するとする見解(李基白「蔚珍居伐牟羅碑に対する考察」前掲書、四九頁)や、「邪足智」を「舍知」に接尾辞「智」が付いたものとみてやはり「大舍」とする見解(金義満「蔚珍鳳坪碑と新羅の官等制」前掲誌、五一〜五二頁)もあるが、無理があるろう。
- (30) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」前掲誌、一五頁表一。
- (31) 李宇泰「蔚珍鳳坪新羅碑を通してみた地方統治体制」前掲誌、一九六頁。姜鍾薫「蔚珍鳳坪新羅碑の再検討」前掲誌、三三頁。
- (32) 武田幸男「新羅六部とその展開」『朝鮮史研究会論文集』二八、一九九一年。
- (33) 李基白「蔚珍居伐牟羅碑に対する考察」前掲書、四九頁は「官職別に記録されているため下位者が上に来る」という可能性を指摘しているが、同じ官職をもつ人物の官等が第一等と第一七等と大きな差があるのは不自然であるとして否定する。
- (34) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」前掲誌、九〇一頁。
- (35) 橋本繁「韓国古代木簡の研究」吉川弘文館、二〇一四年、九〇〜九二頁。
- (36) 尹善泰「咸安城山城出土新羅荷札の再検討」『史林』四一、二〇一二年。
- (37) 武田幸男「新羅官位制の成立に関する覚書」武田幸男編『朝鮮社会の史的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年。
- (38) さきに述べた「一今智」についても、京位・外位制定後は京位第七等の「壹吉干支」に相当する外位として位置づけられた可能性もある(赤羽目匡由氏の御教示による)。
- (39) 李宇泰「蔚珍鳳坪新羅碑を通してみた地方統治体制」前掲誌など。
- (40) 盧泰敦「蔚珍鳳坪新羅碑と新羅の官等制」前掲誌など。
- (41) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書など。
- (42) 武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と

受刑者」前掲誌、一四頁。

(43) 節の事例分析については、李鍾書「節」・「等」の意味分析と赤城碑「教事」部分の再検討」『韓国史論』三九、一九九八年に詳しい。

(44) 崔光植「蔚珍鳳坪新羅碑の積文と内容」前掲誌、一〇二頁。

(45) 橋本繁「韓国木簡論―漢字文化の伝播と受容」『岩波講座日本歴史』第二〇巻、二〇一四年。

(46) 赤城碑の六行目にみられる「節教事」も同様に考える可能性がある。冒頭に「王教事」とあり、「大衆等」として九名の高官が列挙された後に「節教事」と記されている。この節教事について、やはり節を「時」の意味で解釈して「大衆等」らが下した教であるとする解釈（李鍾書「節」・「等」の意味分析と赤城碑「教事」部分の再検討」前掲誌、一三～一四頁、木村誠「朝鮮における古代国家の形成」『古代朝鮮の国家と社会』吉川弘文館、二〇〇四年、二五頁）が一般的であるが、王の教事を受けて教事の執行を担当した、すなわち、「王が教事し、大衆等がその教事を指揮・監督（節）して実行に移した」と理解することもできるのではないか。

(47) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書、一四八～一四九頁。武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教

事」執行階層と受刑者」前掲誌、二二～二三頁。

(48) 李明植「蔚珍地方の歴史・地理的環境と鳳坪新羅碑」前掲誌など。

(49) 李明植「蔚珍鳳坪碑」前掲書、二二頁。

(50) 李成市「蔚珍鳳坪新羅碑の基礎的研究」前掲書、一四九～一五〇頁。

(51) 「卒」と読むのは武田幸男「新羅・蔚珍鳳坪碑の「教事」執行階層と受刑者」前掲誌、一九～二二頁。「千」と読むのは李基白「蔚珍居伐牟羅碑に対する検討」前掲書、四二頁。「率」と読むのは、崔光植「蔚珍鳳坪新羅碑の積文と内容」前掲誌、一〇四頁。

(52) 二〇一五年調査時における平川南氏の指摘による。

(53) 文暻鉉「居伐牟羅男弥只碑の新検討」前掲書、二九五頁。

(54) チョ・ヨンフン、イ・チャンヒ、シム・ヒョンヨン「蔚珍鳳坪里新羅碑の再判読と保存科学的診断」前掲誌、五三頁。